

第6章 方法書に対する意見及び事業者見解

6.1 方法書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、1名の方から計5つの意見が提出された。

環境の保全の見地からの意見の概要とそれに対する事業者見解は、表6-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者見解

番号	項目	意見の概要	見 解
1	大気質	方法書p.21 「大気汚染」の項で「自主規制」（評価書第2章 p.24参照、評価書では「公害防止基準」とあるが、どこのものか、又ダイオキシン類、COは外されているが、それも含むべきではないか。規制はよりきびしくするべきである。	公害防止基準は、法令規制値、既存施設の公害防止基準、周辺施設及び全国の焼却施設の公害防止基準を勘案し、現在の技術的水準等を考慮して総合的に判断して、設定しています。
2	大気質	方法書p.102 「大気汚染防止法に基づく排出基準」（評価書第3章 p.104参照）中、硫黄酸化物、窒素酸化物が四日市では総量規制になっている。ここでもそれらを含め、ダイオキシン、重金属類などの総量規制が必要だと考える。なぜなら、単位当たりでは基準値を下回っても、ゼロではないので総量として一定量の有害物質が地域に蓄積されることも考慮すべきではないか。	当該ページは、大気汚染防止法に基づく規制内容を整理したものです。 本事業においては、環境への負荷を極力低減するよう、法令に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、施設の運転管理を行ってまいります。 また、施設の供用・稼働において排出されるダイオキシン類及び水銀が土壤中に沈着する環境影響については、予測結果より、影響は極めて小さいと考えられます。 【評価書第7章 7.6土壌 7.6.2予測 (1)ごみ処理施設の稼働に伴う土壌への影響 参照】
3	大気質	「煙突」に関して 高さが方法書にも計画にもかかれていないのでわからないが、焼却によって排出される汚染物質拡散のために、近年高くなっているといわれている。 最大着地地点半径3kmまでが環境影響の範囲となっているのが、妥当か。	煙突高さについては、煙突による拡散効果が十分に見込まれ、かつ、航空法に基づく航空障害灯の設置が不要となる高さとし、数多くの施設で採用されている59mを想定しています。 また、ごみ処理施設からの排出ガスによる影響の長期濃度予測（年平均値）の結果より、最大着地濃度出現地点は対象事業実施区域から約500mの地点と予測されており、環境影響を及ぼす範囲（半径約3km）はその6倍となることから妥当と判断しています。 【評価書第2章 2.3対象事業の内容 2.3.4対象事業の内容に関する事項 (5)施設計画 参照】 【評価書第7章 7.1大気質 7.1.2予測 (4)ごみ処理施設からの排出ガス 参照】

表 6-1(2) 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者見解

番号	項目	意見の概要	見 解
4	水質	方法書p. 109 水質基準（評価書第3章 p. 111参照）については上乘せをしているとのことだが、「環境ホルモン」は考慮されているのか。	<p>当該ページは、水質に係る規制内容を整理したものです。</p> <p>環境ホルモンとは、ヒトの内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質とされており、その一部については環境基準項目（ノニルフェノール）や要監視項目として測定・監視の対象となっています。なお、本事業においては、プラント系排水については、すべて場内において炉内噴霧し、高温酸化分解することとしており、公共用水域へ負荷を与えることはありません。</p>
5	土壌	近年、土壌汚染がひどくなっているといわれている中で、「田」の占める割合の高い両市町の汚染増につながるよう対策を講じること。	<p>工事計画においては、施工区域から土壌汚染の原因となる物質の排出はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられます。</p> <p>また、施設の供用・稼働において排出されるダイオキシン類及び水銀が土壌中に沈着する環境影響については、予測結果より、影響は極めて小さいと考えられ、汚染の増加につながることはないと考えております。施設の供用・稼働に伴う土壌汚染を生じさせぬよう、適切な排ガス処理を行います。</p> <p>【評価書第7章 7.6土壌 7.6.2予測 (1)ごみ処理施設の稼働に伴う土壌への影響 参照】</p>

6.2 方法書に対する方法書関係市町長意見と事業者見解

桑名市長意見及び事業者見解は表 6-2 に、東員町長意見及び事業者見解は表 6-3 に示すとおりである。

表 6-2 桑名市長意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
1	水質	<p>事業対象地放流先に取水口等があるため、調査及び予測項目に「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍油類含有量）」と「大腸菌群数」の追加を検討されたい。</p> <p>また、生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）を調査及び予測する際は、両者同時に調査等を実施することを検討されたい。</p>	<p>水質の調査項目として、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍油類含有量）」及び「大腸菌群数（培地法）」を追加しました。また、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍油類含有量）」は施設内の排水はクローズド方式とし、プラント排水の施設外への排水は行わないこと、「大腸菌群数」は、定量的な予測手法が確立されていないことから、予測項目からは除外しました。</p> <p>なお、生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）は、同時に採水した試料水より分析を行っております。</p> <p>【評価書第7章 7.5水質 7.5.1 現況把握 参照】</p>
2	水生生物	<p>事業対象地周辺は、本市指定天然記念物の「ヒメタイコウチ」の生息域である可能性があるため、工事の実施の際はその影響を十分に考慮されたい。</p>	<p>工事の実施にあたっては、環境保全措置として、「仮設沈砂池の設置」、「防災用シートによる裸地の保護」を実施し、工事による濁水影響に十分配慮します。</p> <p>なお、現地調査の結果、工事の実施による工事排水の流入先となる河川において、「ヒメタイコウチ」は確認されませんでした。</p> <p>【評価書第7章 7.5水質 7.5.2予測 参照】</p> <p>【評価書第7章 7.7水生生物 7.7.1現況把握 参照】</p>

表 6-3 東員町長意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
1	総則	<p>環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>方法書に対する意見及び地域特性を踏まえ、項目及び手法の見直しを行った主な事項は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の予測事項として、施設からの漏洩による悪臭の発生が考えられるため、「ごみ処理施設からの漏洩による悪臭」を追加しました。 ・水生生物の現地調査において、確認種数を充実させるため、調査時期の見直しを行いました。 ・温室効果ガス等の調査項目として、既存施設から排出される温室効果ガスの現状を把握するため、既存のRDF化施設及びRDF発電所からの温室効果ガス排出量を追加しました。

6.3 方法書に対する知事意見と事業者見解

知事意見及び事業者見解は、表 6-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 6-4(1) 知事意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
1	総則	準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	方法書に対する意見及び地域特性を踏まえ、項目及び手法の見直しを行った主な事項は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の予測事項として、施設からの漏洩による悪臭の発生が考えられるため、「ごみ処理施設からの漏洩による悪臭」を追加しました。 ・水生生物の現況把握において、確認種数を充実させるため、調査時期の見直しを行いました。 ・温室効果ガス等の調査項目として、既存の施設から排出される温室効果ガスの現状を把握するため、既存のRDF化施設及びRDF発電所からの温室効果ガス排出量を追加しました。
2	総則	予測、評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。	環境影響について可能な限り定量的な把握に努めました。また、技術指針に基づき事後調査の必要性について検討した結果、事後調査を実施する項目として、環境影響の程度が大きいものになるおそれがある「騒音（工事用車両の走行による影響）」を選定しました。 【評価書第9章 事後調査の実施計画 参照】
3	総則	環境保全措置を計画する場合には、措置の内容を具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにし、事後調査を計画すること。	環境保全措置を計画する場合には、措置の内容を具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにしました。また、技術指針に基づき事後調査の必要性について検討しました。
4	大気質	四季ごとに行う上層気象の観測について、大気逆転層が発生しやすい冬季の状況を、よりの確に把握できるように調査方法を検討すること。	冬季調査において、夜間の放球間隔を短く、昼間の放球間隔を長くし、夜間の接地逆転層の発生状況を把握するよう努めました。 【評価書第7章 7.1大気質 7.1.1現況把握 参照】
5	騒音	環境騒音及び自動車交通騒音の環境基準超過地点を工事用車両のルートから避ける等の配慮を検討すること。	自動車交通騒音の環境基準超過地点において、現況の道路交通騒音を悪化させない計画としています。また、工事用車両の走行にあたっては、運行時期の分散、運行方法の指導によって、さらに影響の緩和や低減が見込まれます。 なお、対象事業実施区域及びその周辺で環境騒音が環境基準を超過している地点はありません。 【評価書第7章 7.2騒音 参照】

表 6-4(2) 知事意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
6	地形・地質	対象事業実施区域付近に存在する活断層及び推定活断層の最新情報を収集したうえで、土地の安定性への影響の有無を判断し、必要に応じて環境影響評価項目とすること。	対象事業実施区域及びその周辺に存在する活断層及び推定活断層の最新情報を収集し、「第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）」に記載しました。 対象事業実施区域の周辺には、「嘉例川撓曲（とうきょく）」として養老-桑名-四日市断層帯を構成する副断層のひとつが存在していますが、建設予定地の直下ではありません。また、本施設の耐震性を高めるため、構造計算上の用途係数を1.25倍とすることから、環境影響評価項目としては除外しました。 【評価書第3章 3.1自然的状況 3.1.4地形及び地質の状況 参照】
7	陸生動物	排水放流先である嘉例川は、桑名市指定天然記念物のヒメタイコウチの生息域である可能性があるため、特に工事排水の管理の徹底に努めること。	工事の実施にあたっては、環境保全措置として、「仮設沈砂池の設置」、「防災用シートによる裸地の保護」を実施し、工事による濁水影響に十分配慮します。 なお、現地調査の結果、工事の実施による工事排水の流入先となる河川において、「ヒメタイコウチ」は確認されませんでした。 【評価書第7章 7.5水質 7.5.2予測 参照】 【評価書第7章 7.7水生生物 7.7.1現況把握 参照】
8	陸生植物	造成部の緑化を行う場合には、地元で生息する在来種の種子の使用を検討すること。	造成部の緑化を行う場合には、在来種の種子の使用を検討します。なお、工事の施工にあたっては、周辺の林地を極力改変しない計画としております。
9	景観	対象事業実施区域の北西に存在する、三重県景観計画に定める主要な視点場である「高区第二配水池展望台」を、現地調査地点に追加すること。	現地調査地点として、「高区第二配水池展望台」を追加しました。 【評価書第7章 7.9景観 7.9.1現況把握 参照】
10	温室効果ガス	当該施設の稼働は、RDF化施設及びRDF発電所の停止に伴う計画であることから、これらの施設から排出される温室効果ガスの現状を把握したうえで、予測・評価を行うこと。	既存のRDF化施設及びRDF発電所からの温室効果ガス排出量を把握し、評価書に記載しました。 【評価書第7章 7.11温室効果ガス等 7.11.1現況把握 参照】